

### 出産・育児にかかる支援制度の概要

種 別	妊娠前	妊娠	出 産				1歳	2歳未満	3歳未満	小学校 就学前	中学校 就学前	高校 就学前
			(8週前)	(6週前)	出 産	(8週後)						
母性保護 のための休暇	特別 休暇	・産前休暇（有給、8週間） （多胎妊娠の場合：14週間）		・産後休暇（有給、8週間） （多胎妊娠の場合：14週間）								
		・保健指導、健康診査等のための休暇（有給） ① 妊娠満23週まで：1回/4週間 ② 妊娠満24週から満35週まで：1回/2週間 ③ 妊娠満36週から出産まで：1回/1週間 ④ 産後1年まで：1回 ※1回につき1日の勤務時間内で必要な時間										
出産・子育て のための休暇	特別 休暇	・妊娠障害のための休暇（有給：つわり等） （14日を超えない範囲：日又は時間）										
		・妊娠障害のための休暇（有給：切迫流産等） （180日を超えない範囲）										
						・配偶者の出産休暇（有給） （7日以内：男性職員）						
						・育児参加休暇（有給） （妻の出産において産前6週～産後8週の間で小学校就学前の子を養育、5日の範囲内の日又は時間：男性職員）						
						・育児時間（有給） （2回/日で60分以内/回、連続120分取得可）						
出産・子育て のための休暇	特別 休暇	・子の看護休暇（有給） （5日/年、日又は時間）										
		・不妊治療休暇（有給） （必要と認められる日又は時間）										
								・育児休業（無給） （産後休暇後～3歳に達する日まで） ※1歳になるまで育児休業手当あり				
出産・子育て のための休暇	休業	・部分休業（無給） （2時間を超えない範囲/日、育児時間との重複は認めない）										
								・育児休業（無給） （産後休暇後～3歳に達する日まで） ※1歳になるまで育児休業手当あり				